

き継ぐための条例制定

2019年
3月
定例会
3月6日～3月20日

条例の主なもの

●大崎町町税条例の一部改正

現行の町税条例では、固定資産評価員は非常勤の職員に限定されていたが、固定資産税を適正に評価し価格の決定を補助するための固定資産評価員を広い範囲から選任できるようにするため、国の準則にあわせて本条例の一部を改正するものです。

質…非常勤の職員と定めてある条文を削ると、どついつ地位の方を想定しているのか。(稲留議員)

答…非常勤の職員と定めてある条文を削ることにより、町の職員でも選任できるように改正をしていく。なお、今回の改正により今までの固定資産の評価方法が変わる訳ではない。

●大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金については、経済情勢の変化に伴う市中金利の変化を受け、市町村の政策判断に基づき低い金利や利率で貸付を可能とし、被災者の要望に応じた貸付が実施できるように改正されていることから本条例の一部を改正するものです。

質…今回の改正内容の中には、保証人を立てることができる規定もあるが、保証人の要件などを定めた要綱はあるのか。(中山議員)

答…保証人の要件を定めた要綱については特にないが、実際に申し込みがあり事務処理を行う時点では、支払い能力のある方ということでご精査することになると思う。

●大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

働き方改革に伴う民間労働法制の動向を受け、人事院において超過勤務命令を行う事が出来る上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされたことを踏まえ、地方公務員についても勤務時間などの勤務条件に関する均衡の原則により、改正人事院規則の内容及び超過勤務命令を行う事が出来る上限を定めるなどの所要の措置を講ずる必要があることから本条例の一部を改正するものです。

質…大規模災害などを除いて予測ができる災害といった場合は特例業務に当たらないのか。(稲留議員)

答…大規模災害などの従事の他に他律的業務というものがあり、これは業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を決定することが困難な業務ということとで国の方で定めてあるが、地方公共団体の場合は、地域住民との折衝に従事するなど業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当するということになります。